

十二月四日から 十日は人権週間です。



●人権について考えてみよう

「人権」というと、難しく考えられがちですが、私たち一人ひとりが、差別をしたりされたりすることなく、幸せに暮らすための大切な権利です。

「人権週間」は、一人でも多くの皆さんが人権に対する正しい確識を養い、人権を守ることの大切さを再確認するために設けられました。

お互いの違いを認め、お互いの苦しみを理解し、その個性を尊重し合うことで、問題の多くは解決できると思われれます。自分にとって、一番身近な問題から考えてみませんか。

●人と人との絆を未来へつなぐ 人権擁護委員

「人権擁護委員」は、地域や家族のきずなをいかに未来へつなげて問題解決するかを大切にしています。相談内容をよくお聞きしたうえで、当事者双方の関係を断ち切らないよう、専門窓口を紹介するなどの助言をします。

よろず相談のつもりで、悩みや困りごと相談をおよせください。

町でも、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、毎月第二火曜日に、家庭内や、隣人とのもめごと、借地、

借家、相続などの相談に応じています。また委員の自宅でも随時電話で相談を受け付けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

●人権特設相談

日時 12月11日(火)

13時30分～16時30分

場所 役場2階 2-11会議室

問合せ 町民サービス課

☎内線206

第32回全国中学生 人権作文コンテスト

横須賀地区大会 審査結果

このコンテストは、作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めていくとともに、豊かな人権感覚を身につけていくことを目的としています。町立中学校の皆さんから人権作文の募集をしましたところ多くの作品が寄せられました。入賞した皆さん、おめでとうございます。

◆銅賞(敬称略)

南郷中学校三年 増永倫瑠

題名 いじめと人権

問合せ 町民サービス課

☎内線206

介護保険に関する費用の確定申告

平成24年1月1日から12月31日にお支払い頂いた介護保険料やサービス利用料（自己負担分）は、所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

●介護保険料

介護保険料や健康保険料は、「社会保険料控除」の対象となります。※特別徴収（年金から天引き）された介護保険料は、その年金受給者本人の納付となります。他の人の控除には使えません。

〈対象金額〉

平成24年中に納付した保険料額
※介護保険料の納付金額は、12月下旬にハガキでお知らせしています。

〈申告に必要なもの〉

証明書や領収書は必要ありません。

●サービス利用料（自己負担分）

下表のサービス利用がある場合、その領収書内の「医療費控除の対象となる金額」が医療費控除の対象です。高額介護サービス費等で戻ってきた金額は「保険金などで補てんされる金額」として「医療費控除」を計算してください。

見書の内容をもとに発行できる場合があります。福祉課へお問合せください。（即日発行はできません）

〈対象費用〉

○平成24年中にかかったおむつ代

〈申告に必要なもの〉

○おむつ使用証明書が確認書
○領収書

●要介護認定を受けた人は、「障害者控除・特別障害者控除」対象の場合も

身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、「年齢が65歳以上で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が障害者に準ずると町の認

定書」を、町が要介護認定主治医で控除を受けるのが2年目以降の人は、「おむつ使用証明書」に代わる「確認書」を、町が要介護認定主治医

害の程度が障害者に準ずると町の認

〈申告に必要なもの〉

町が発行した障害者控除・特別障害者控除対象者認定書

問合せ 福祉課介護高齢係

☎内線232～234

定を受けている人」は控除を受けることができます。

〈認定の手続き〉

要介護認定訪問調査の内容をもとに判定し、対象の場合は障害者控除・特別障害者控除対象者認定書を発行します。福祉課へお問合せ後、申請してください。（即日発行はできません）

居住（在宅）介護サービス	対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●「ケアプラン」に基づいた次の医療系サービス（介護予防含む） 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション（デイケア）・短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ） ●上記サービスと併せて利用した場合は、次の福祉系サービスも対象となります。（介護予防含む） 訪問介護（ただし生活援助を除く）・夜間対応型訪問介護・訪問入浴介護・通所介護（デイサービス）・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ）
	対象費用	<p>居宅サービス費の自己負担額（介護費用、短期入所療養介護の居住費、通所リハビリテーション（デイケア）と短期入所療養介護の食費）</p> <p>※居住サービス事業者発行の領収書が必要</p>
施設介護サービス	対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●次の施設サービス費の自己負担額（介護費用、居住費及び食費） ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ※②③については、診療・治療上必要な「特別室の使用料」も対象となります。
	対象費用	<p>施設の種類により異なります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護老人福祉施設は自己負担額の2分の1 ②介護老人保健施設は自己負担額の全額 ③介護療養型医療施設は自己負担額の全額 <p>※介護保険施設発行の領収書が必要</p>

歳末火災特別警戒実施

12月25日(火)～31日(月)

「消すまでは
出ない行かない
離れない」

寒さが厳しくなり、空気が乾燥する時期を迎え、火を使用する機会が多くなります。

年末の慌ただしさから火に対する注意が、おろそかになりがちです。

火災の発生を未然に防止し、防火意識を高め、尊い生命や財産を火災から守るために消防職員と消防団員が12月25日(火)から12月31日(月)までの期間「歳末火災特別警戒」を実施します。(消防団は29日(土)から31日(月)～)

期間中、消防車両が町内を巡回し、火災予防の広報をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 消防本部

☎87610119



葉山警察署からのお知らせ

☎87610110

●年末年始特別警戒始まりです！

この時期は、金融機関やコンビニ等深夜商業施設を狙った強盗事件、路上強盗やひったくりなど各種犯罪等の多発が予想されます。防犯カメラ設置や声かけでの不審者の早期発見など、「自主防犯」を心がけましょう。

●乗る人に 飲ませるあなたも

犯罪者

12月は飲酒運転根絶強化月間です。事故の悲惨さ・責任の重大さを家族などで話し合い、「しない・させない・許さない」を徹底しましょう。

枯れ松防除補助制度

夏から秋にかけて、松の葉が赤褐色になって枯れてしまうのは、松くい虫による被害です。放置すると周辺へ被害が拡大してしまうため、春までに必ず駆除してください。また、松くい虫による枯死を予防するために、健康な松に薬剤を注入する方法もあります。これらの防除に対しては、町の補助がありますので、事前にご相談ください。

補助の額：伐倒駆除に要した費用の2分の1
(上限は1本につき1万円)

薬剤の注入は松1本につき2000円

問合せ 環境課 ☎内線453

平成25年

新春の集い

新しい年の抱負を語り合い、多くの皆さんで交流と親睦を深められるよう「新春の集い」を開催します。温かいおしるこも用意してお待ちしています。

どなたでもお気軽にお越しください。

日時 1月4日(金)11時から

場所 福祉文化会館 大会議室

費用 1人500円

申込み 不要

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

問合せ 総務課

☎内線311～318



ユズ求む!

お庭に実がなったままのユズの木はありますか？

環境課では、ユズの実を求めています。(夏ミカンを除く)

提供していただける場合は引き取りに伺います。(木になったままでもかまいません)

頂いた果実は鳥獣保護(有害鳥獣駆除)事業に活用します。

皆様のご協力をお待ちしています。

問合せ 環境課 ☎内線453